

業務仕様書

向日町上鳥羽線事業予定地における土壌調査（表層調査）業務

◆ 本業務の受託者の要件 ◆

次の全てを満たす者であること。

- (1) 計量法第107条に規定する登録（事業の区分「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）を受けていること。
- (2) 土壌汚染対策法第3条に規定する指定調査機関であり、業務を行う都道府県に京都府が含まれていること。
- (3) 本調査を行うにあたり、受託者社員の管理技術者を配置するものとし、その管理技術者は土壌汚染調査技術管理者の資格を有していること。

落札決定後に要件を満たしていることを証する書類を、下記担当まで提出が必要です。

- (1) の入札参加条件における提出書類
→ 計量証明事業登録証の写し
- (2) の入札参加条件における提出書類
→ 指定調査機関の指定通知書の写し
- (3) の入札参加条件における提出書類
→ 土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の写し及び当該有資格者が落札決定日現在、受託者社員であることを証する書類の写し（例：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用））

※ 要件を満たすことが確認できない場合は、契約解除（契約解除に伴い違約金のお支払いや入札参加停止となります。）となるため、本業務の受託者の要件については、十分に確認のうえ、入札をお願いいたします。

令和8年7月

京都市建設局道路建設室

（担当：荒平、織田 電話：075-222-3570）

1 業務名称

向日町上鳥羽線事業予定地における土壌調査（表層調査）業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年10月31日まで

3 委託業務

(1) 目的

本業務は、「向日町上鳥羽線事業予定地における土地利用履歴調査業務」（以下、「地歴調査」）において把握された汚染のおそれの区分に基づいて、表層調査（試料採取等）を行い、その結果について、土壌汚染対策法（以下、「法」）第4条第2項に基づき、本市環境政策局環境企画部環境保全創造課（以下、「担当部署」）に報告するものである。

調査対象地概要

所在地：京都市南区久世殿城町地内（「別紙1」参照。）

要調査用地面積：約570㎡（「別紙2」参照。）

(2) 調査の対象となる特定有害物質

特定有害物質及び数量、分析項目は別紙3のとおりである。

(3) 業務内容

ア 位置測量

調査対象地の土壌汚染の状況を適切に把握するため、地歴調査の結果に基づき作成された調査計画により設定された試料採取地点の位置測量を行う。

イ 土壌試料採取および埋戻し

設定された各試料採取地点について、表層の土壌試料を採取し、公定法分析を行う。採取深度は、表層（地表から深さ5cmまで）の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌を個別に採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。採取に際しては、コアカッター等を用いて穿孔した後、移植ゴテ、スコップ、ダブルスコップ、ハンドオーガー、簡易式ボーリングマシン等、調査地点の状況に応じ、適切な方法を用いて行う。

また、地表面がアスファルト等で被覆されている場合は、それらを取り除いた土壌表面を深さの基準とし、採取後はアスファルト（密粒As10cm）で復旧する。

なお、混合試料で基準超過が確認された場合は、該当区画内の個別試料分析を追加で行い、基準超過区画を確定する。

ウ 考察・報告書作成

各試料採取地点における調査対象物質の測定結果をとりまとめる。考察では、汚染状態に関する基準との比較評価、汚染の存在範囲の評価を行い、基準超過が確認された場合は深度方向の調査計画を作成する。ただし、調査対象物質の測定値が基準値以下であることが確認でき、深度方向の調査計画を作成する必要がなくなった場合は減額変更の

対象とする。変更金額については、監督員と協議のうえ決定する。

なお、本件は法第4条に基づく法定調査であるため、担当部署に提出する届出書類についても作成する。

エ 環境担当部署との協議

土壤汚染状況調査計画書及び土壤汚染状況調査報告書の作成にあたり、担当部署と協議を行うこと。

土壤汚染状況調査計画書は地歴調査報告書に基づき作成すること。また、計画書について担当部署と協議を行い、承諾を得たうえで表層調査を実施すること。

4 調査実施者

本調査は、法に基づく指定調査機関が実施するものとする。本調査を行うにあたり、受託者社員の管理技術者を配置すること。

なお、管理技術者の条件は、土壤汚染調査技術管理者の資格を有する者であること。

5 遵守する必要関係法令等

- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 土壤汚染対策法施行令
- ・ 土壤汚染対策法施行規則
- ・ 土壤溶出量調査に係る測定方法
- ・ 土壤含有量調査に係る測定方法
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）
- ・ その他関係法令

6 資料の貸与

業務の実施に必要な図書及び関係書類等を貸与する。（地歴調査報告書等）

受託者は貸与を受けた資料について、亡失・破損等のないよう十分注意して取り扱うとともに、調査業務完了後は、速やかに発注者に返還するものとする。

7 成果品

成果品の著作権は全て発注者に属するものとし、発注者の承諾を受けないで使用、貸与または公表してはならない。

なお、成果品として以下のものを報告書としてA4版にまとめ、提出すること。

また、受託者は、業務完了後といえども、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、委託者が指定する期日までに、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

- ・ 土地の土壤汚染状況調査（表層調査）結果報告書
- ・ 土壤汚染状況調査結果報告書
- ・ 現場状況写真等
- ・ その他打合せ簿等

8 秘密の保持

受託者は、本調査業務上知り得た事柄について、第三者に漏らしてはならない。また、本調査業務の成果物を他に利用したり、第三者に提供したりしてはならない。

9 損害による責任

本調査業務中に事故が発生した場合、受託者は速やかに発注者に報告しなければならない。

また、本調査業務中に発生した事故による損害は、全て受託者の責任により適切に処理するものとする。

10 その他

調査の結果、基準値をこえる物質量が確認された場合は、発注者に速やかに報告すること。

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた際には、別途協議のうえ行うものとする。

11 受託者の要件に関する事項等

受託者は、落札決定後かつ業務着手前に、次の書類を本市道路建設室担当者に提出しなければならない。なお、書類が提出されない場合や証することが確認できない場合は、契約解除する。

- (1) 受託者が、計量法第107条に規定する登録（事業の区分「水又は土壤中の物質の濃度に係る事業」）を受けていることを証する書類
- (2) 受託者が、土壤汚染対策法第3条に規定する指定調査機関であり、業務を行う都道府県に京都府が含まれていることを証する書類
- (3) 本仕様書4で示す者であることを証する書類の写し

箇所図

別紙1

135.699097,34.963728

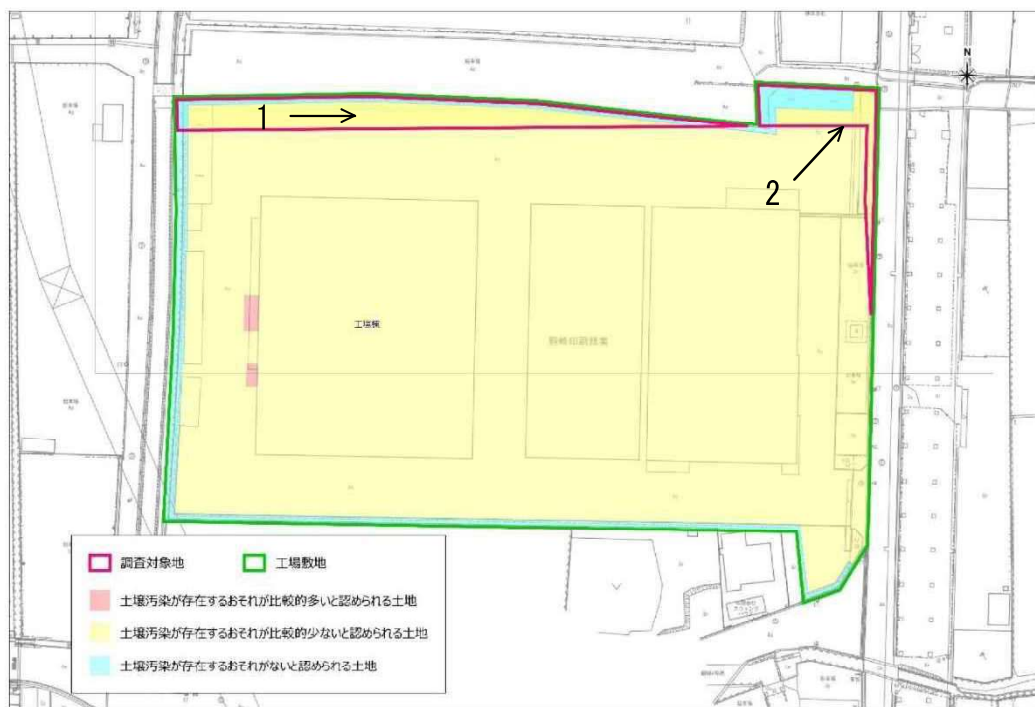
135.730127,34.963728



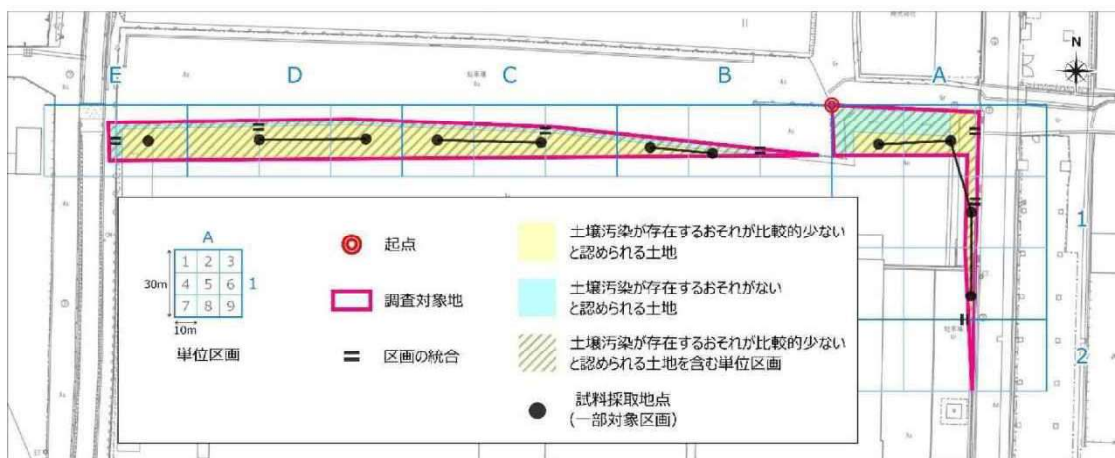
135.699097,34.948897

1 / 10000

135.730127,34.948897



土壌汚染のおそれの区分の分類結果（ほう素及びその化合物）工場全体

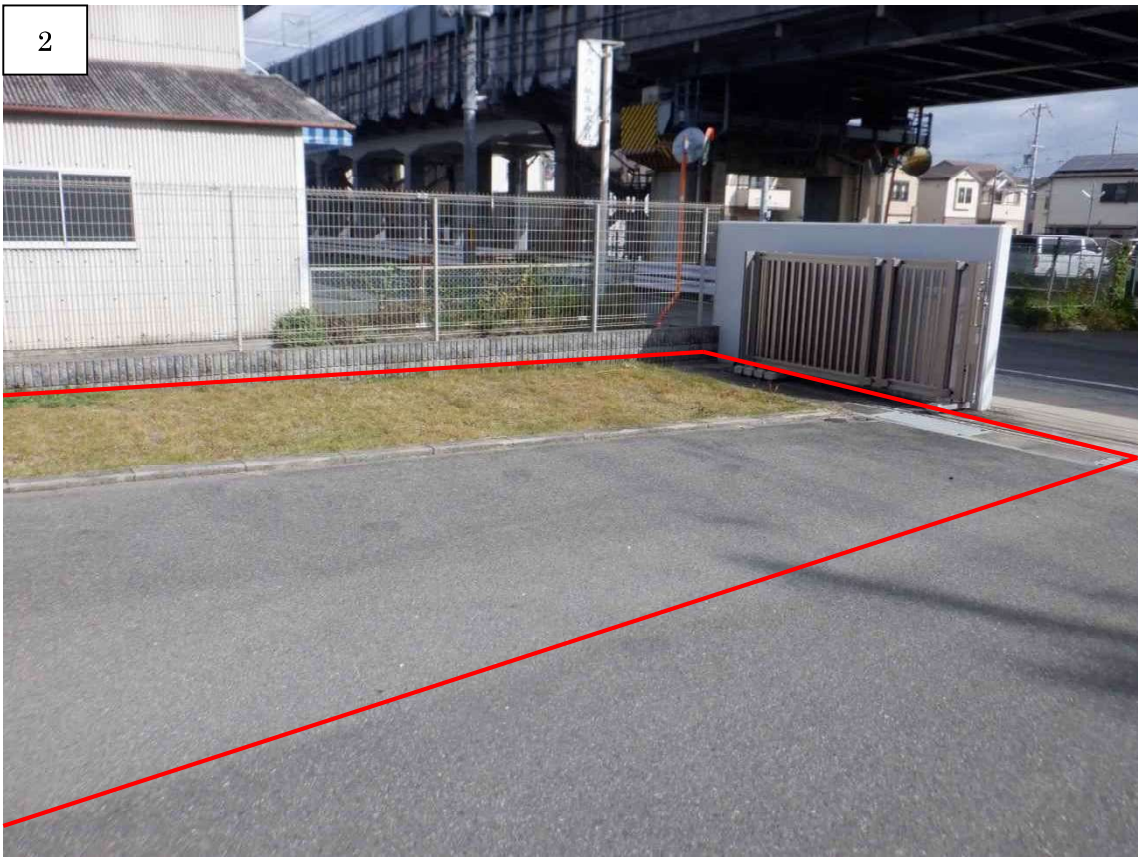


調査対象地部分拡大および土壌試料採取地点

1



2



 調査対象

別紙3

分析項目及び分析方法

分析項目	区分	単位	報告下限値	指定基準	分析方法
ほう素及びその化合物	溶出量分析※1	mg/L	0.02	1 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
	含有量分析※2	mg/kg	1	4000 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法

※1 検液の作成方法…（土壌溶出量試験）平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号付表に掲げる方法

※2 検液の作成方法…（土壌含有量試験）平成 15 年 3 月環境庁告示第 19 号付表に掲げる方法

調査数量

調 査		数 量	計
ほう素及びその化合物	土壌試料採取	調査対象地を区分した 30m 格子につき 5 地点 （30m格子内が 5 単位区画以下の場合は全ての単位区画数）	11 地点
	公定法分析	調査対象地を区分した 30m 格子につき 5 地点（30m格子内が 5 単位区画以下の場合は全ての単位区画）で採取し、その土壌を等量混合して 1 検体とする	5 検体